

経済産業省令第四号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号）第十二条第九項の規定に基づき、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年一月三十日

経済産業大臣 二階 俊博

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第六号を次のように改める。

六 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七条第一項の規定による情報処理技術者試験（情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）の規定によるITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、システム監査技術者試験又は

応用情報技術者試験に限る。）に合格した者 経営情報システム

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（旧情報処理技術者試験合格者に関する経過措置）

第二条 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七条第一項の規定による情報処理技術者試験（情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号）の規定による改正前の情報処理技術者試験規則の規定によるシステムアナリスト試験、プロジェクトマネージャ試験、アプリケーションエンジニア試験、ソフトウェア開発技術者試験若しくはシステム監査技術者試験、情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成十二年通商産業省令第三百二十九号）の規定による改正前の情報処理技術者試験規則の規定によるシステムアナリスト試験、システム監査技術者試験、プロジェクトマネージャ試験、アプリケーションエンジニア試験若しくは第一種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成六年通商産業省令第一号）の規定による改正前の情

報処理技術者試験規則の規定による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくは第一種情報処理技術者試験に限る。）に合格した者に対しては、その申請により、経営情報システムについて、第一次試験を免除する。